

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現行	修正後	修正理由																																						
4	<p>第4節 計画の作成又は修正に際し準拠するべき指針</p> <p>この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（令和3年7月21日（一部改正））</u>に準拠する。</p>	<p>第4節 計画の作成又は修正に際し準拠するべき指針</p> <p>この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（令和4年7月6日（一部改正））</u>に準拠する。</p>	原子力災害対策指針改正に伴う修正																																						
4	<p>5. 1 想定される放射性物質の放出形態</p> <p>(略)</p> <p>また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間<u>留</u>まる可能性が高い。さらに、土壤やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>5. 1 想定される放射性物質の放出形態</p> <p>(略)</p> <p>また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間<u>とど</u>まる可能性が高い。さらに、土壤やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>(略)</p>	字句修正																																						
6	<p>表1. 6. 1 緊急防護措置を準備する区域（U P Z）</p> <p>資料：住民基本台帳（令和3年10月1日）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区名</th> <th>地域</th> <th>世帯数（世帯）</th> <th>人口（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td> <td>久多</td> <td>51</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>広河原</td> <td>37</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>右京区</td> <td>京北上弓削町上川行政区</td> <td>46</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>134</td> <td>274</td> </tr> </tbody> </table>	行政区名	地域	世帯数（世帯）	人口（人）	左京区	久多	51	85	広河原	37	116	右京区	京北上弓削町上川行政区	46	73	計		134	274	<p>表1. 6. 1 緊急防護措置を準備する区域（U P Z）</p> <p>資料：住民基本台帳（令和4年10月1日）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区名</th> <th>地域</th> <th>世帯数（世帯）</th> <th>人口（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td> <td>久多</td> <td>45</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>広河原</td> <td>36</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>右京区</td> <td>京北上弓削町上川行政区</td> <td>45</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>126</td> <td>258</td> </tr> </tbody> </table>	行政区名	地域	世帯数（世帯）	人口（人）	左京区	久多	45	77	広河原	36	110	右京区	京北上弓削町上川行政区	45	71	計		126	258	時点修正
行政区名	地域	世帯数（世帯）	人口（人）																																						
左京区	久多	51	85																																						
	広河原	37	116																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	46	73																																						
計		134	274																																						
行政区名	地域	世帯数（世帯）	人口（人）																																						
左京区	久多	45	77																																						
	広河原	36	110																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	45	71																																						
計		126	258																																						
12	<p>表1. 7. 2 O I Lと防護措置について【原子力災害対策指針 抜粋】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{※1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>O I L 4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 β線：13,000cpm^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要	緊急防護措置	(略)	(略)	(略)	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>表1. 7. 2 O I Lと防護措置について【原子力災害対策指針 抜粋】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{※1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>O I L 4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準 β線：13,000cpm^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要	緊急防護措置	(略)	(略)	(略)	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準 β 線：13,000cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	字句修正								
基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要																																						
緊急防護措置	(略)	(略)	(略)																																						
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	(略)																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要																																						
緊急防護措置	(略)	(略)	(略)																																						
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準 β 線：13,000cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	(略)																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						

頁	現行	修正後	修正理由
31	7. 6. 1 京都市《区役所、消防局》は、屋内退避、避難のための立退きの <u>勧告又は指示等</u> を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。	7. 6. 1 京都市《区役所、消防局》は、屋内退避、避難のための立退きの <u>指示等</u> を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。	原子力災害対策特別措置法改正に伴う修正
45	(参考) 【防災基本計画 第12編 原子力災害対策編 第2章 第1節】 4 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡) (抜粋) (略) ○全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡し、関係省庁は官邸、 <u>緊急時に</u> 緊急時対応センター(原子力規制庁)、対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。 (略)	(参考) 【防災基本計画 第12編 原子力災害対策編 第2章 第1節】 4 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡) (抜粋) (略) ○全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡し、関係省庁は官邸、 <u>内閣府</u> 、緊急時対応センター(原子力規制庁)、対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。 (略)	防災基本計画原子力災害対策編修正に伴う修正
61	2. 3. 4 防災業務関係者の安全を確保する (1) 防災業務関係者の安全確保を行う 防災業務関係者が <u>披</u> ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、以下の事項を遵守し、安全管理を徹底する。	2. 3. 4 防災業務関係者の安全を確保する (1) 防災業務関係者の安全確保を行う 防災業務関係者が <u>被</u> ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、以下の事項を遵守し、安全管理を徹底する。	字句修正
61	(3) 防災業務関係者の放射線防護を行う エ 京都市《本部事務局、各部》は、 <u>応急対策活動を行</u> う京都市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。 オ 京都市《本部事務局、各部》は、 <u>応急対策を行</u> う職員等の安全確保のため、国、京都府及び関西電力(株)と相互に密接な情報交換を行う。	(3) 防災業務関係者の放射線防護を行う エ 京都市《本部事務局、各部》は、 <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u> 京都市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。 オ 京都市《本部事務局、各部》は、 <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u> 職員等の安全確保のため、国、京都府及び関西電力(株)と相互に密接な情報交換を行う。	防災基本計画原子力災害対策編修正に伴う修正
61	京都市《本部事務局、各部》は、 <u>初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において</u> 、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。	京都市《本部事務局、各部》は、 <u>(削除)</u> 国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。	防災基本計画原子力災害対策編修正に伴う修正